

午前9時25分 開会

○大坂会長

今秋野菜、ブロッコリーなんか雨がないうことで、大変苦慮しているような感じでございます。そういった中で、今日も収穫したわけですけども、次回11月20日については、できたら昼から開催をしてほしいというふうに思っています。今、ブロッコリーが1反6畝ぐらい、次の予定で収穫しないといかんだらうというふうな感じで、午前中では間に合わないということで、挨拶の中ですけども、来月の農業委員会の開催を昼から、1時半か1時から開催させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたらというふうに思っております。

また、12月入ったら懇談会、年明けて2月くらいに一泊二日で研修旅行、そういったものがあると思います。

来月の開催の段階で町長、議長との懇談会。それと、年明けてからの研修旅行。こういったものをどういうふうにしていくか、検討したいと思っておりますので、よろしく願いをしたらと思います。

そして、今日垣渕委員さんが欠席です。

議事録署名人につきましては、西山委員と谷川さん、順番飛びますけども、よろしく願いいたします。

今日の議題につきましては、4項目ほどあります。そういった中で、順次進めていきたいと思っておりますので、事務局より報告、よろしく願いします。

○事務局

おはようございます。

それでは、説明させていただきます。

議案第1号、農地転用のための所有権移転の申請がございました。申請は、3条になります。

農業委員会受付は、令和5年9月26日でございます。

○大坂会長

野田さん、当事者ですので席を外していただきたいと思います。また、呼びに行きますので、よろしく願いします。

どうぞ。

○事務局

所在地は、字●●、番地は●●番●と同じく●●番で、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は●●番●が236平米、●●番が195平米、合わせて431平米でございます。譲渡し人は、宇多津町●●、●●番地●、●●●●様で、譲受人は宇多津町●●、●●番地●、○○○○様でございます。事由につきましては、両名は親戚筋であり、譲受人が経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡し人との意向がまとまり、契約に及んだ次第です。地元の同意もいただいております。よろしく願いいたします。

○大坂会長

いかがですか。

地区の該当者がいないですけども、親戚ということで、別段問題はないかなという気はしますが、皆さんの御意見いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂会長

そうしたら、これで承認ということで。

○事務局

ありがとうございます。

○大坂会長

そしたら野田さん呼んで。

○事務局

では続きまして、議案第2号に入らせていただきます。

同じく、農地転用の申請になります。申請は、4条でございます。

農業委員会受付は、令和5年9月27日でございます。所在地は、字○○、番地は○○番○、○○番●でございます。地目は、○○番○が畑、現況も畑でございます。○○番●は、地目は畑になっておりますが、現況は竹林でございます。面積は、○○番○が317平米、○○番●が651平米で、合わせて968平米でございます。申請人は、宇多津町●●番地●、■■■■様でございます。事由につきましては、申請人は長年の間、手を入れず荒地であった父親名義の土地を耕作し、野菜、果実を作っていきたいとの希望により、今回の申請に至っております。水利及び隣接の農地もないことを、ここで申し添えさせていただきます。

補足ですが、皆さん地図では分かると思うんですが、そちらのほうの山を少し整地し

て、この畑をするということで、どうも計画されているみたいなんですけど、ここの申請が上がる前にそういう作業をしていたところを中讃保健福祉事務所の方でもともと県の農業経営課のほうにお勤めされよった方がこの山を上がっていったときに、これは何をしているのかと疑問を抱かれまして、そこからうちの方へ問合せがありまして、これだったら正式に申請を入れていただいて、進めていったほうがいいですよというふうな指示をいただいて、こちらのほうから当人へその旨お伝えして、申請が上がってきた次第です。ただ、昨日も県のほうから審議として返答がきたんですけども、なかなかハードルが厳しくて、今の段階、個人が申請して書類をそろえていくのはなかなか難しいのではないかと。できれば、行政書士さん等を入れていただいて、提出書類をそろえていただくほうがいいのかなということで、アドバイスをいただいております。ですので、すこし時間がかかるかも分かりませんが、皆様に御報告した上で承認いただいて、今後進めていきたいと私ども事務局は考えておりますので、御理解、御了承いただけたらというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大坂会長

結局は、ここを整地して畑にする工事、そういったものが実際にはされていて、別の人がいろいろ確認をしたり、何をしているのかとの中で、ここの整地をすることの了解というのか。それをして、野菜づくりをしたいと。

○事務局

はい。比較的、場所が場所なので、災害時とか、大雨が降ったときにちゃんと地盤整備をしてなくて、そのまま崩れてしまうという大きな災害に結びつく可能性があるから、そのあたりはきちっと安全にやってくださいねという、これが県の意向でございます。だから、やみくもに掘って、土を置いてってというふうな感じになると、どうしてもやっぱり大雨になってくると崩れていきます。ということは、そこはそうでもないかも分らんけど、麓のほうやはりそういう形で雪崩等々になってしまうと大きな被害になってしまうので、その辺は慎重に進めてくださいということで注意をいただいております。

○大坂会長

■■さんは、●●（社名）。

○事務局

●●さんの弟さんです。

○大坂会長

そこらあたりの分は、ある程度は理解していると思う。

この件につきまして、どうですか。荒れ地を開墾して畑に変えるということが目的らしいですけども。

○西山委員

ちょっとよく分からないんですが、構いませんか。

私も、これ見に行ったんです、昨日も。右のほうのところは、竹やぶの部分を■■さんが重機でやって、左側のところは昔から野菜を作っているようです。この4条の1項の、この権利の云々というのは、どういうことを求めているんですか。よく分からないんです。

○事務局

本来は、亡き父親であります■■●●さんの所有になっております。ここを遺産分けしていただいて、ちゃんとした形で申請者の手元に入ってくるように。そこで申請を進めてくださいというのが県の考えです。戸籍を取ってくると親子という関係は分かるんですが、それだけじゃなくて、その方がお亡くなりになっているのであれば、普通は遺産相続、財産を相続していくという形になって、その方が将来的に持っているいろいろな話になってくる。だから、人のところを間借りして、今それをしようとしているんで、そういうところが県からすると、ちょっと異様じゃないかと。

○西山委員

間借りをしてとか。

○事務局

お父さんの土地を、まだそういうふうには決まってない。だから、私のほうからすると、まだ兄弟がいますよね。だから、私お兄さんにも確認しました。こういう話が来とんだけど御存じですかって言うたら、おお知つとるよと。だけど、まだ分けてないと。自分のところは、もう一つ中央線の上に資材置場ありますよね。あそこはお兄さんが持つんだけど、こちらは弟になるんじゃないかなというふうなところの話は聞いています。

○西山委員

図面見たら、もともと家屋が建っていた跡みたいなのがありますよね。

○事務局

ありましたね。

○西山委員

それで、何が一体問題なのかと。相続漏れがあるということですか。

○事務局

そうですね。まだ、それができてないという。

○西山委員

相続そのままにしたら、何の問題もないけど、どうしてこれ上がってくるのかなというの不思議で。

○事務局

ちゃんとした、制度に乗かって。

○谷川委員

相続の関係と違うんですか。

○西山委員

相続が漏れていたんですね。

○事務局 そうです。

○谷川委員 おやじの■■●●さんの名前。もとが▲▼さんで、■■●●さんがあそこで6反買ったんです。■■●●さんが買ったときは畑にしていた。

○西山委員

そうですね。いや、ちょっと開発しているのに、通常だったらこんなところで、権利の云々とかそういうことが出てくるけど、何も無いのにこういう格好でいいのかと思ったりもして、ちょっとお尋ねした。

○谷川委員

それで、地目が田だろう。

○西山委員

そうです。こんなとこ田で。

○谷川委員

これもう私もずっと知ってますけど、田んぼはしたことないです。全部畑ですね。

○西山委員

畑と、右側のところはもう竹林ですね。

○谷川委員

竹林になってしまったんです。だから、■■●●さんが買ったときは、まだきれいな平

地で畑だった。

○西山委員

その中で、丸山の道路とかが施工されて、ああいう形態に残ったということ。

○事務局

そうです、そういうことです。

○谷川委員

経緯はどうもそうらしい。だから、あれから北に小屋があっただろう。

○西山委員

小屋みたいなんが図面に入っているから。

○谷川委員

下に。

○西山委員

あれえと思って。

○谷川委員

あれ納屋です。

○事務局

そこが、宅地になっているんです。一部。

○西山委員

宅地。

○事務局

ここには、あえて明記しなかったんです。宅地ですから。

○大坂会長

こういったことで、現況は畑に戻していくということで、改善はされていくんだらうというふうに思いますけど、皆さんどうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂会長

では、これも一応承認ということで。

○事務局

ありがとうございます。一応、また御報告は後ほどさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、議案第3号、農地転用のための所有権移転の申請がございました。申請は、第5条になります。

農業委員会受付は、令和5年10月3日でございます。所在地は、字●●、番地は●●番と同じく●●番●で、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は、●●番が889平米で、●●番●が1,020平米、合わせて1,909平米でございます。譲渡人は、●●市●●町●●番地、●●●●様と、●●町●●番●、○○○○様でございます。譲受人は、●●市●●町●●番地、●●株式会社□□□□様でございます。事由につきましては、これまで長縄手地区に分譲住宅を広く進めてまいりました。今回、2基目の分譲地を確保して進めてまいった次第です。●●株式会社の長縄手分譲の最終形になります。水利、地元の同意もいただいております。よろしくお願いいたします。

○大坂会長

この分については、長縄手水利組合で立会もいたしました。●●番●、○○○○さんにつきましては、一部娘さんが居住する住居も含まれております。そういった面で別段問題はなかったということだけ、長縄手の水利組合のほうから報告させていただきます。

この件につきまして、何か御意見ある方。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂会長

長縄手の水利は立会して、○○さんのところが●●番●、これも○○○○さんの田んぼでございます。ここらあたりも畑として利用していくというふうな話は聞いておりますので、何かないようでありましたら承認ということで構いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂会長

ありがとうございます。

○事務局

続きまして、議案第4号、農地転用のための所有権移転の申請がございました。申請は、第5条になります。

農業委員会受付は、令和5年10月5日でございます。所在地は、字●●、番地は●●番と同じく●●番○で、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は●●番が83

3 平米で、●●番○が 9 5 8 平米、合わせて 1, 7 9 1 平米でございます。譲渡し人は、宇多津町●●番地●、■■■■様です。譲受人は、●●市●●1 丁目 1 番地 3、株式会社▲▲▲▲代表取締役○○○○様でございます。事由につきましては、これまで休耕田としていた農地を売却、太陽光発電を行う申請でございます。これまで農地維持に困っていたところ、太陽光発電の話があり、双方の条件及び意向がまとまりましたので、契約に及んだ次第です。水利、地元の同意もいただいております。しかしながら、いろいろ諸問題がございます。皆さんに議論していただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○大坂会長

そうしたら、野田さん、地元の委員として報告。

○野田委員

私の日記から経過報告、説明させていただきます。

6 月 1 2 日、この■■さんが来ました。それで、ホテルの横の田んぼを売るからと。買った業者が太陽光をするんだと話をしました。

次が、9 月 8 日です。あぜ道が真ん中にあるということで、農業委員さんこれどうしたいのかと。業者に聞いたら、真ん中、農道を残して両方をフェンスして、1 メーターの農道を残して太陽光をするという、これが 9 月 8 日にそういうような話を聞いたんです。

それから、1 0 月 1 0 日に農業委員会から議案書が届きました。開いたところ、話と違うんです。業者と話した内容と。業者があぜ道を用途廃止するというので申請書を出していたんです。地元も知らない。誰も知らないうちに業者が、申請書を県にも上げて、町にも。

その農道はまだ使っている人がいるんです。畑をしている人が。

うちの組合長のところには、業者は全然来ていないんです。行政書士さんが、5 条の用紙と登記簿、公図を 1 枚と、登記簿の写しを 1 枚。公図と登記簿の写しを持ってきて判くださいと言って、組合長が売買と思って押したわけです。3 条と思って押したわけです。その組合長の判が座ったから、業者が町へ持ってきたんです。1 0 月 5 日に提出したわけです。そしたら話があぜ道を廃止すると。地元の組合長、私、農道を使っている○○さん、売る■■さんは、あぜ道を残して、太陽光をするように思っていたのに、結局業者は 1 回も来ないまま 5 条の申請書が町に提出されたという。これが 1 つ。

それと、この申請は県にも回っていると思うんですが、県の人も、判が座っているから、

もう地元も立会してと、取っていると思うんです。現実が違うのに。

○大坂会長

この真ん中の農道、結局この農道を知らない間に用途廃止して、農道をなしにするという話になったということですね。当初は、農道をそのままにして……。

○野田委員

業者が…本社が大阪でしょう。どういうふうになって、どこでこういうような話になって申請が出たか。

○大坂会長

この農道は、大体1 mぐらい。90 cmか1 mぐらいはあるんだろう。農道の用途廃止というのは、使っている人がいるのであれば、それはできない。たとえ1人でも実際に使っているということになれば、その農道は利用していかないといけない。だから、話の最初に、農道はそのまま残すという話に来ていたのであれば、それをしてもらわなかったら。農道だから、実際誰が通っているのか、利用しているのか分からないので。ここの畑をしている人についても、用途廃止するのに同意書は当然もらわないといけないし、奥に他の人の太陽光と家があると言っていましたね、その人にも必ずそういった農道の用途廃止するのであれば、同意書は最低限必要だろうと思うんで、私は農道だから誰が通るやら分からない道を、同意書なしに用途廃止して、もう取り込んでしまうというようなことはいけないと思う。完全に、人が使っていない道だと言うのであればあれやけど、こういった利用者が他にいるのであれば、それは維持管理していかないといけないというふうに思いますけど、皆さんはどうですか。

○谷川委員

いやいや、それはもう委員長の言うとおりの。隣地の人の許可もないのに、勝手に用途廃止できないですよ。

○大坂会長

この件については、逆にこれ農道を戻してもらって農道の位置が多少曲がっているのを直線にするとかという分については配慮できると思う。それをするのであれば、これ農道だから土だと思うんです。そういったものに今後するのであれば、コンクリか何かで舗装して一本道にしてもらい、なおかつ野菜作っている人がいるんで、どういう道順になるかは分からないけど、90 cmあったら耕運機ぐらいは通れるんで、フェンスをするにしても、少し下げてもらおうと。そういうような格好でしたほうがいいのではないかと思います

けど、皆さんの御意見いかがですか。

宮本さん。

○宮本委員

町の立会いというのは終わっていますか。

○事務局

これ、私のほうはまだ。現地の確認はしています。だけど、立会いという立場での立会いはまだしていません。

○宮本委員

私のほうは、必ずこういう申請書を出す前には、水利組合、農事委員会、農業委員から立会いがあります。境界立会い等も含めて、こういう農道がある場合は、それに対しての使用権、すなわち使用する人がおれば、例えば用途廃止するのであれば、その人の同意をもらってきてくださいというふうな注文をつけます。そういうふうな立会いを必ずやります。やらないで申請が出てきたら、それはおかしい。津の郷では、そういう申請は認めません。

以上です。

○大坂会長

実際水利組合とか、その近隣ですと境界確定、農道がある場合は、特にそこらあたりの配慮がなかったら、勝手に用途廃止するわけにはいかないと思うんで、そういったことで宇多津農業委員会、皆さんこれに対して同意、今我々が言っている分で同意していただけますか。用途廃止を勝手にするわけにはいかないぞということ。それと、近隣の人の境界確定とか、そういったものを明確にしてもらうのと同時に、今農道も曲がっているのであれば直線にし、フェンスを建てるのであれば、ある程度ゆとりを持って下げてもらうというふうなことで、行政のほうから一度お話ししていただきたいと。これについては、許可はできないということで構いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂会長

そうしたら、この件についてはそういったことで、差し戻すというか、農業委員会このままでは受けられんと、承認できませんということでさせていただきます。

○事務局

ありがとうございます。

○大坂会長

そうしたら、その他のほう。

○事務局

ありがとうございます。

では、その他のほうに移らせていただきます。

まず、議案書に記入させていただいております中四国ブロック女性委員の研修会、11月16、17日ということで案内が来ております。あくまでも女性委員研修会やから女性というわけではないんですが、中四国ということで結構スケールが大きいところもありまして、女性とか男性とかっていうふうにこだわることなく御参加いただけたらというところがありまして、もう一つ言えば、できたら私らと一緒に、もしお手伝いというか、そういった何かができるのであればお願いできたらなというふうに思って、ここにちょっと記載をさせていただいた次第です。

この両日のどちらかには、福原委員が私らと一緒に御出席いただけるということでお聞きしておりますので、ご出席いただける方がおられましたら、一緒に行っていただければいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここでいきますという人はおりませんか。

○大坂会長

これ開催場所は高松ですね。

○事務局

高松のサンポートです。

○大坂会長

会の内容、時間帯とか決まっていますか。

○事務局

あらかた。お昼からと、次の日が午前。

両日ということではないので、御参加いけるところがあれば、時間が合えばということでお願いできたらと思っております。

○大坂会長

皆さんどうですか。私はちょっともうブロッコリーのほうで、とてもじゃないけど行けないかなと。

○事務局

そうしたら、福原委員と事務局で合わせて参加しておきたいというふうに考えておりますので、そのあたり了解ください。よろしく申し上げます。

○大坂会長

行ける人があったら、また電話してください。また垣渕さんにも声はかけてもらいたいけど、平日だからなかなかちょっと。

○事務局

なかなかお忙しいみたいなんです。

あと、その他のところに記載がない突然入ってきた問題がありまして、実は先般、津の郷の●●。分かりますか。その間をずっと北に向いて行ったら、農地があると思います。そこで、その農地の所有している方が、実はもう後継ぎもいない、草を刈ったり田んぼをする人ももういないから、できたら誰かに買っていただきたい。譲ってあげたいという気持ちがあって、近所にいろいろ相談かけても余裕がないということでお断りされてきたということで、法務局のほうへ御相談に行かれたみたいです。

その折に、今相続土地の国庫帰属制度というのがありまして、田んぼをもう国に帰属させると、戻すというような、そういう制度があるんです。それにお申込みをされたみたいで、国のほうから突然電話があって、今から法務局より役場に確認の連絡が来るので、宇多津町の農地台帳に記載されておるかどうか、永小作権、小作がついてないかということ、この2つの条件を満たしているかどうかということを確認してくれということで、連絡がありました。

国から連絡があって調べていたところに、御本人さんから連絡があって、国に帰属したいので、先ほどの宮本委員がおっしゃったように、立会をしてほしいと。ここまではうち、ここまでは隣の方というはっきりしたものを、皆さんで立会して確認いただきたい。隣接の農地の方も含めて、農業委員会または水利の方ということで、見ていただきたいという御要望がございまして、現地へ行って、当人と会って、農地を確認して、戻ってきたんですけども。一応この20日が農業委員会って近いところもあるので、ここでまず皆様方にお知らせした上で、もしよければ、来週中にどこかで立会をしたいというふうに計画しております。当人は昨日も法務局に行かれて、できたら今月中にそういう立会の結果を知らせてくれということで連絡をいただいて帰ってきたみたいです。もちろん農業委員さん、水利組合の人もさることながら、隣接した農地の方ということにも、私のほうから、農業委員会のほうから御案内するのがいいのか、皆さんに御助言いただけたらなというふう

に思って、御報告をさせていただきました。

○大坂会長

場所は、●●さん、昔はコシヒカリを作っていた。その分の北側が○○さん。ちょっと細長い田んぼで三角みたいな。その分の西側の田んぼですね。●●さんの田んぼに草刈りに入ったときに、三、四人来て草刈りしていたと思う。そこの今言う国へ戻そうかというところは。場所的にはそんなところです。

○事務局

あと、もう一筆あるんです。

○大坂会長

もう一つあるんですか。

○事務局

今のところが大きい農地です。もう一つは、宮本委員さんのところのちょうど北側に、ちょっと草が生えているところがあるんですけど、そこが同じ箇所ということで、この2筆を帰属させたいという要望があるみたいで、その辺でちょっとどう進めたらいいのかということで、ちょっと。

○宮本委員

それは、例えば行政書士とか家屋調査士が入ってないんですか。

○事務局

今のところは入っていません。

○宮本委員

だから、そこがちょっと気になる場所ですが、これ4月7日から今言う制度が始まりました。幾ばくかのお金も要ります。それで、国へ帰属させます。それを普通の民間人とか、水利組合とか、あるいは近隣の人が立会いをやって、それで文書のまとめとか、そういうことは誰がやるんですか。

○事務局

今のところは、もう個人さんですよ。そうなりますよね。

○宮本委員

でしょう、できるんですか。と、私は個人的に思う。だから、行政書士とか家屋調査士さんとか、そういう人が入って、そういう人がとりまとめをして、これが普通のいわゆる壇上に出すときの話だと私は理解しますんで、これは何もしたら駄目だよという話じゃな

くて、私らが決めて、特に稲田さん、私ら地元なんで、それで動いて、あとの処理責任は誰がするのかという話までなつてこないかなという危惧があつて、今発言してます。

○事務局

分かりました。そうしたら、そこのあたりはもう一回御本人さんに確認させていただいた上で、今の委員会の意見として伝えて、できるのであればそういった機関を使つていただいて確実なものにして国に上げていくということで進めていったらどうなのかということで連絡しておきますので。

○宮本委員

これは、必ず今からたくさん出る事案であると私思います。その先例になったら、前回こうなつたじゃないのという話になりますので、特に慎重にやつていただかないと、と私は個人的に思いますので、よろしくをお願いします。

○大坂会長

そうですね。最終的にはこういうところはきちつと整理をしないといけない。申込書、申請書類が出来上がつてないのでは話にならないと思う。

○事務局

分かりました。

○大坂会長

では、そういった格好で。

○事務局

それで取りあえず進めます。それで、大体話がまとまつた段階で御連絡させていただいて、立会については大丈夫ですか。

○宮本委員

それは、もう。ただし、隣地まで全部要りますので、相当なメンバーになろうかと思ひますので調整を。

○事務局

分かりました。

○大坂会長

まあまあそこらあたり、また整理してやつてください。

○事務局

調整させていただきます。

最後に、収穫祭の話で。

○大坂会長

収穫祭なあ。今日、朝農協とちょっと寄って話していたんだけど・・・。

○まちづくり課

失礼いたします。

この前、8月のときに御報告させていただきました秋の大収穫祭の出店についてなんですけれども、前回、農業委員会様のほうで農協様のほうに打診してみてもいいかという案をいただきまして、ちょっと農協様のほうに打診してみたんですが、農協様のほうも今ちょっと人員というか、そういうところが不足しておるみたいで、ちょっと今年度の出店自体が難しいという形で報告を受けました。

私、まちづくり課として収穫祭のほうで農産物を増やしていく中で、もし農業委員会様の中で個人でも出ていただけるという方がいらっしゃいましたら、また再考いただければという形で、今回足をお運びさせていただきましたとともに、状況の報告ということでさせていただければと思いますので、またどうか御検討のほどよろしく願いいたします。

○大坂会長

ただ、もう私の場合、農協が女性部と一緒に出ていくのであれば、自分の作業ができるからいいんだけど、農協のほうが出られないようになって、自分で物を売れと言われたら、もうとてもじゃないけど時間がない。出して誰かが処分してくれるんだったらそれでいいんだけど、自分が出て行って仕舞しないといけないなら、もうちょっと……。

○まちづくり課

難しいという形ですか。分かりました。ものは出せますか。

○大坂会長

ブロッコリーとミカンぐらいは話をすれば何とかなるけど、今までは女性部がおはぎか何か作ってくれていたけど、結局農協のほうのイベントがこの近くであるみたいで。私のところも案内は来ていたけど、そっちのほうに行かれるから両方はちょっとやりにくくなるといって、農協のほうはそういう答えをもらっています。我々もずっとついとくわけにもいれないんでね。

○まちづくり課

分かりました。また、そうしたらちょっとこのイベント自体も、また来年以降も続いていくと思いますので、来年以降の出店で農協様と調整させていただいて、ぜひとも物のほ

うの御提供をお願いできたらと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、失礼いたします。

○大坂会長

売り子なり、そういった世話してくれる人がいるのであれば、物は持っていける。

○事務局

かしこまりました。

一応、今の話ですが、改めて、11月11、12日で、今年は駅の南じゃなくて四国水族館の南側の道路を封鎖して、歩行者天国にして出店を見込んでおるという話で、例年、秋の大収穫祭に「中讃秋のぴちぴちとれたて市」ということで、海の家産物というのも一応販売をしておるんですが、そのイベントにつきましては、今回香川短期大学のキャンパスで別に行くということで今進めておるところでございます。私は、農林水産の担当なので、海のほうも担当しておる関係もありまして、そちらのほうでまた近々チラシが皆さんのお手元に届くと思いますので、その折にはぜひ知人、友人、御家族で楽しみにしていただけたらなど。コロナもちょっと緩和されたところもありますので、お越しいただけたらいいのかなというふうに思っておるところでございます。よろしく願いいたします。

○大坂会長

それでは、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂会長

ないようでしたら、本日の農業委員会をこれで閉じさせていただきますが、11月20日月曜日、この開催については昼からということで御了解をいただきたいということで、すいませんけどよろしく願いいたします。

○事務局

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時12分 閉会